

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 現況届を忘れずに

●児童扶養手当とは

父母の離婚などによるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

●特別児童扶養手当とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●手当の金額(月額)

児童扶養手当 所得により支給額が変わるため個別にご案内しています。

特別児童扶養手当 ▶ 1級該当児童1人につき52,400円 ▶ 2級該当児童1人につき34,900円

●現況届の提出

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方で引き続き受給資格を有する方は、現況届を以下の期間内に提出しなければなりません。

児童扶養手当／8月1日(月)～31日(水)
特別児童扶養手当／8月12日(金)～9月12日(月)

※対象の方には別途、個別にご案内します。

問い合わせ先 児童扶養手当について／役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)
特別児童扶養手当について／役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

弟子屈小学校で租税教室を開催

弟子屈町租税教育推進協議会(会長・徳永町長)の主催による租税教室を、7月8日に弟子屈小学校(大西展史校長)の6年生34人を対象に実施しました。

この教室は、次代を担う子どもたちに、税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的に開催されており、役場税務課職員が講師を務め毎年実施しているものです。

児童は、税金がなくなると自分たちの生活がどうなるのかを分かりやすく紹介したアニメの視聴、1億円の札束の模型によるお金の重さの体験などを通じて、身の回りでたくさんの税金が使われていることを学びました。

教室の最後には公益法人釧路地方法人協会がアンケートを実施し、児童からは「思っていたより税金が色々なところで使われていておどろいた」などの感想が寄せられました。



真剣に話を聞く児童



一億円の重さを体験

問い合わせ先／役場税務課課税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

煙のなかから、見直してみませんか？



今月の保健師
渡邊 麻依子 さん

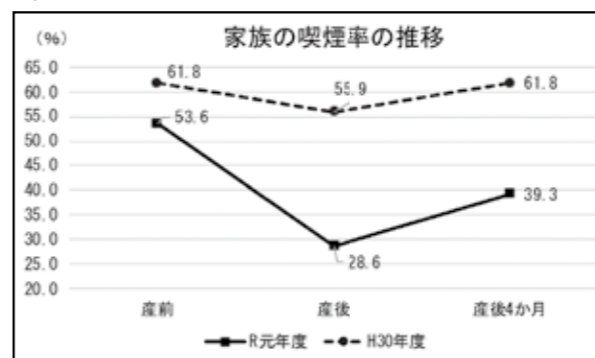
今年の夏は比較的過ごしやすいい日が続いていますね。ただ、急に気温が上がると体が慣れていないため熱中症になりやすいので、こまめに水分補給をして気をつけましょう。

今回はたばこについてのお話です。喫煙される方にとっては「耳が痛い」話かもしれませんが、周囲を意識するきっかけになってもらえたらと思います。

《弟子屈町の現状》

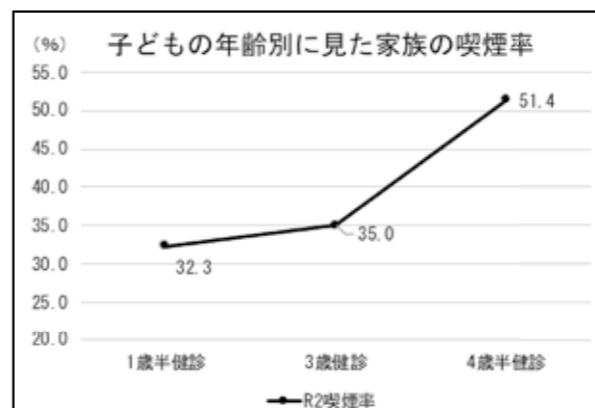
町では、妊娠届出時や出産後の訪問時、お子さんの健診時などさまざまな時期にたばこに関するアンケートをとっています。近年、全国的な喫煙率の低下とともに妊婦さんの喫煙率も低下しています。町でも、妊婦さんで喫煙している方はほとんどいません。しかしグラフ1のとおり、妊婦さんやお子さんの周りの喫煙状況について、年度で差はありますが、30%以上の家庭内で喫煙があります。同じ家庭の喫煙率を追跡調査すると、産後2カ月頃までは低下しても、4カ月頃には上昇し

グラフ1



ています。グラフ2では、お子さんの年齢が上がるにつれて喫煙率が上昇していることが分かります。世界保健機関(WHO)は受動喫煙が引き起こす小児疾患として、中耳炎や気管支喘息などの呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群(SIDS)を挙げています。ほかにも、心疾患やアトピー性皮膚炎、虫菌になりやすくなるなど言われています。生まれてすぐだけではなく、園児・小・高校生のお子さんに対しても気をつける必要があります。そうすることでお子さんの健康が守られることに繋がるのです。

グラフ2



換気扇や空気清浄機の近くで吸っているから大丈夫、と話す方がいますが、実はほとんど意味がありません(換気扇を回しながら料理をしても部屋中に美味しい匂いが広がるのと同じなのです)。そして、喫煙して30分は吐く息からも有害物質が出ているので、外で吸ったから大丈夫という訳でもありません。できるならば禁煙が一番ですが、今すぐは難しいという方も多いと思います。そのような方は、喫煙してから30分以内は子どもや妊婦さんに近づかないことを意識するだけでも違います。周囲の人への気遣いが変わるだけでも素敵ですね。

たばこの煙への意識を少し見直すだけでも、周囲にとっては大助かり。1

むし歯のなかったお子さん



はが ゆうり
芳賀 優莉
ちゃん



ひら おか たい し
平岡 大嗣
くん



さる た あかり
猿田 明莉
ちゃん



たる さ わ り おん
足澤 凛音
ちゃん

人ひとりの行動が、周囲の意識の変化に繋がり、この町がたばこの煙からお子さんや妊婦さんを守る素敵な地域になることを願っています。

自分のため、誰かのために禁煙しよう!と思っても、1人では継続しづらいものです。周囲の人の協力や、時には禁煙外来(保険適用)を活用することも1つですので、お困りのことがあれば保健師にご相談ください。

□問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通) まで。